

豪雨による被害対策についてお知らせします

7月21日からの豪雨は、市内随所に床上・床下浸水のほか、道路、河川、農地関係などに大きな被害をもたらしました。

り災された市民のみなさんに対して、心からお見舞い申し上げます。
市では、一日でも早く市民生活が安定するよう努めてまいります。

【豪雨に関する経過（7月26日までの経過）】

21日 6:28	大雨・洪水警報発令	24日 13:00	被災住宅への復旧支援活動
8:10	土砂災害警戒情報発令	14:30	災害対策本部会議（第4回）
10:30	災害対策本部設置 本部会議（第1回）	19:00	避難勧告発令 991世帯（2,475人） 避難所開設
11:00	避難勧告発令 630世帯（1,608人） 避難所開設	19:45	災害対策本部会議（第5回）
14:35	土砂災害警戒情報解除	20:45	土砂災害警戒情報発令
17:00	災害対策本部会議（第2回） 避難勧告解除	25日 7:00	避難勧告解除
22日 13:00	被害状況調査 床上・床下浸水被害住宅への消毒作業 ごみ収集作業	9:25	土砂災害警戒情報解除
16:30	災害対策本部会議（第3回）	26日 11:40	水防警報発令
23日 終日	被害状況調査 床上・床下浸水被害住宅への消毒作業 ごみ収集作業（～24日）	12:00	小野田地区自主避難 避難所開設
		12:32	土砂災害警戒情報発令
		14:40	被害状況調査
		16:00	土砂災害警戒情報解除

被害状況等については、次号にてお知らせします。

り災証明を発行します

り災証明は、社会福祉課（☎82-1174）または、総合事務所市民窓口課（☎71-1514）で発行しています。
被害状況（箇所）が分かる写真を持参してください。（災害等被災調査がお済みの住家については、写真が必要ない場合もあります。）

災害により被害を受けた場合の各種減額・減免制度

条件を満たせば、申請により減額または免除を受けられる場合があります。
詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせください。

	対 象	問い合わせ先
個人市民税	災害により住宅または家財等に損害を受け、その損害の金額（保険金等により補填される金額を除く）が、住宅または家財等の価格の3/10以上であり前年の所得が1,000万円以下の人。	税務課市民税係 ☎82-1125
固定資産税	災害により家屋が半壊した場合や床上浸水等の被害を受けた固定資産の所有者	税務課固定資産税係 ☎82-1127
介護保険料・利用者負担額	災害により住宅または家財等に著しい損害（保険金等により補填される場合を除く）を受けた人	高齢障害課介護保険係 ☎82-1172
国民健康保険料	災害により生活が著しく困難となった世帯または、これに準ずると認められる世帯	国保年金課賦課収納係 ☎82-1177
後期高齢者医療保険料	災害により著しい損害を受けた世帯	国保年金課年金高齢医療係 ☎82-1209
水道料金	災害を受けた世帯	水道局業務課 ☎83-4111

※国税の控除等についてのお問い合わせは、厚狭税務署（☎72-0180）へお願いします。